○電気設備の技術基準の解釈(20130215商局第4号)の一部を改正する規程 新旧対照表

改正 20130318商局第5号 平成25年5月20日付け 改正 20130510商局第1号 平成25年5月20日付け 改正 20130510商局第1号 平成25年1月7日付け 改正 20130510商局第1号 平成25年1月7日付け 改正 2013092商局第1号 平成25年1月7日付け 改正 2013092商局第1号 平成25年1月7日付け 改正 20140626商局第2号 平成26年1月7日付け 改正 20140626商局第2号 平成27年12月3日付け 改正 20160309商局第2号 平成28年4月1日付け 改正 20160309商局第2号 平成28年4月1日付け 改正 20160309商局第2号 平成28年4月1日付け 改正 20160309商局第2号 平成28年4月1日付け 改正 20160306商局第1号 平成28年9月23日付け 改正 20160806商局第1号 平成28年9月23日付け 改正 20160806商局第1号 平成28年9月23日付け 改正 20160806商局第1号 平成28年9月23日付け 改正 20160806商局第2号 平成28年9月23日付け 20160806商局第2号 平成28年9月23日付け 20160806商局第2号 平成28年9月23日付け 20160806商局第2号 平成28年9月23日付け 20160806商局第2号 平成28年9月23日付け 20160806商局第2号 平成28年9月23日付け 20160806商局第2号 20160806商局第2号 平成28年9月23日付け 20160806商局第2号 201	〇电双欧洲》(20130213间间第17) (2) 即是欧亚,3州	位生 初间对源数 (防燃即为)(法联正即为)
改正 20130318商周第55 平成25年5月20日付け 改正 20130510商局第1号 平成25年5月31日付け 改正 2013051商局第1号 平成25年5月31日付け 改正 20130926商局第1号 平成25年12月3日付け 改正 20130926商局第1号 平成25年12月3日付け 改正 20130926商局第2号 平成25年12月3日付け 改正 20140626商局第2号 平成25年12月3日付け 改正 20140626商局第2号 平成25年12月3日付け 改正 20140626商局第2号 平成25年12月3日付け 改正 20160309商局第2号 平成28年4月1日付け 改正 20160309商局第2号 平成28年4月1日付け 改正 20160309商局第2号 平成28年4月1日付け 改正 20160309商局第2号 平成28年4月1日付け 改正 20160309商局第2号 平成28年3月2日付け 改正 20160309商局第2号 平成28年3月3日付け 改正 20160030商局第2号 平成28年9月3日付け 改正 20160006商局第2号 平成28年9月3日付け 改正 201600006商局第2号 平成28年9日4日付け 改正 201600006商局第2号 平成28年9日4日4日4日4日4日4日4日4日4日4日4日4日4日4日4日4日4日4日4	改正	現行
世界の	制定 20130215商局第4号 平成25年3月14日付け	制定 20130215商局第4号 平成25年3月14日付け
機械器具の金属製外箱等の検地 (省 帝 第19条	改正 20130318商局第5号 平成25年5月20日付け	改正 20130318商局第5号 平成25年5月20日付け
改正 20131213商局第1号 平成25年12月24日付け 改正 20140626商局第2号 平成25年12月24日付け 改正 20140626商局第2号 平成25年12月3日付け 改正 20160309商局第2号 平成25年12月3日付け 改正 20160309商局第2号 平成25年1月1日付け 改正 20160309商局第2号 平成25年1月1日付け 改正 2016030商局第2号 平成25年1月1日付け 改正 2016030商局第2号 平成25年1月1日付け 改正 2016030商局第2号 平成25年1月1日付け 改正 2016030商局第2号 平成25年1月1日付け 改正 2016030商局第1号 平成25年9月3日付け 改正 20160905商局第1号 平成25年9月3日付け 改正 20160905商局第1号 平成25年9月3日付け 改正 20160905商局第2号 平成25年9月3日付け 20160905商局第2号 平成25年9月3日付け 改正 20160905商局第2号 平成25年9月3日付け 20160905商局第2号 平成25年9月3日付け 20160905商局第2号 平成25年	改正 20130510商局第1号 平成25年5月31日付け	改正 20130510商局第1号 平成25年5月31日付け
世元 20140626商局第2号 平成26年7月18日付け 改正 20151124商局第2号 平成27年12月3日付け 改正 20160309商局第2号 平成28年4月1日付け 改正 20160309商局第2号 平成28年4月1日付け 改正 20160309商局第2号 平成28年4月1日付け 改正 20160418商局第7号 平成28年4月1日付け 改正 20160826商局第1号 平成28年4月1日付け 改正 20160826商局第1号 平成28年9月13日付け 改正 20160826商局第1号 平成28年9月23日付け 改正 20160905商局第2号 平成28年9月28日付け 改正 201609	改正 20130925商局第1号 平成25年10月7日付け	改正 20130925商局第1号 平成25年10月7日付け
世 20151124商局第2号 平成27年12月3日付け 改正 20160309商局第2号 平成28年4月1日付け 改正 20160309商局第2号 平成28年4月1日付け 改正 20160309商局第2号 平成28年5月25日付け 改正 20160826商局第1号 平成28年9月13日付け 改正 20160826商局第1号 平成28年9月13日付け 改正 20160826商局第1号 平成28年9月23日付け 改正 2016095商局第2号 平成28年9月23日付け 改正 20160905商局第2号 平成28年9月23日付け 改正 20160	改正 20131213商局第1号 平成25年12月24日付け	改正 20131213商局第1号 平成25年12月24日付け
世界の 20160309商局第2号 平成28年4月1日付け 改正 20160418商局第7号 平成28年4月1日付け 改正 20160418商局第7号 平成28年5月25日付け 改正 20160826商局第1号 平成28年9月13日付け 改正 20160905商局第2号 平成28年9月13日付け 改正 20160905商局第2号 平成28年9月13日付け 改正 20160905商局第2号 平成28年9月23日付け 改正 20170803保局第1号 平成29年8月14日付け 改正 20160905商局第2号 平成28年9月23日付け 改正 20170803保局第1号 平成29年8月14日付け 改正 20160905商局第2号 平成28年9月23日付け 改正 20	改正 20140626商局第2号 平成26年7月18日付け	改正 20140626商局第2号 平成26年7月18日付け
改正 20160418商局第7号 平成28年5月25日付け 改正 20160826商局第1号 平成28年9月13日付け 改正 20160905商局第2号 平成28年9月23日付け 改正 20170803保局第1号 平成29年8月14日付け 改正 20170803保局第1号 平成29年8月14日付け 改正 20170803保局第1号 平成29年8月14日付け 電気設備の技術基準の解釈 電気設備の技術基準の解釈 電気設備の技術基準の解釈 経済産業省大臣官房技術総括・保安審護官 経済産業省大臣官房財務流通保安審護官 【機械器具の金属製外箱等の接地】(省令第10条、第11条) 第29条 (略) 2・3 (略) 4 太陽電池モジュール、燃料電池発電設備又は常用電源として用いる蓄電池に接続する	改正 20151124商局第2号 平成27年12月3日付け	改正 20151124商局第2号 平成27年12月3日付け
改正 20160826商局第1号 平成28年9月13日付け 改正 20160905商局第2号 平成28年9月23日付け 改正 20170803保局第1号 平成28年9月23日付け 改正 20170803保局第1号 平成28年9月23日付け 改正 20170803保局第1号 平成28年9月23日付け 改正 20160905商局第2号 平成28年9月23日付け 電気設備の技術基準の解釈	改正 20160309商局第2号 平成28年4月1日付け	改正 20160309商局第2号 平成28年4月1日付け
改正 20160905商局第2号 平成28年9月23日付け 改正 20170803保局第1号 平成29年8月14日付け 電気設備の技術基準の解釈 経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 「機械器具の金属製外箱等の接地」(省令第10条、第11条) 第29条 (略) 2・3 (略) 4 太陽電池モジュール、燃料電池発電設備又は常用電源として用いる蓄電池に接続す 4 太陽電池モジュールに接続する直流電路に施設する機械器具であって、使用電圧が	改正 20160418商局第7号 平成28年5月25日付け	改正 20160418商局第7号 平成28年5月25日付け
改正 20170803保局第1号 平成29年8月14日付け 電気設備の技術基準の解釈 電気設備の技術基準の解釈 経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 【機械器具の金属製外箱等の接地】(省令第10条、第11条) 第29条 (略) 2・3 (略) 2・3 (略) 4 太陽電池モジュール、燃料電池発電設備又は常用電源として用いる蓄電池に接続する 4 太陽電池モジュールに接続する直流電路に施設する機械器具であって、使用電圧が	改正 20160826商局第1号 平成28年9月13日付け	改正 20160826商局第1号 平成28年9月13日付け
電気設備の技術基準の解釈 経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 経済産業省大臣官房 <u>商務流通保安審議官</u> 経済産業省大臣官房 <u>商務流通保安審議官</u> 【機械器具の金属製外箱等の接地】(省令第10条、第11条) 第29条 (略) 2・3 (略) 4 太陽電池モジュール、燃料電池発電設備又は常用電源として用いる蓄電池に接続す 4 太陽電池モジュールに接続する直流電路に施設する機械器具であって、使用電圧が	改正 20160905商局第2号 平成28年9月23日付け	改正 20160905商局第2号 平成28年9月23日付け
経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官	改正 20170803保局第1号 平成29年8月14日付け	
(機械器具の金属製外箱等の接地】(省令第10条、第11条)(機械器具の金属製外箱等の接地】(省令第10条、第11条)第29条 (略)第29条 (略)2・3 (略)2・3 (略)4 太陽電池モジュール、燃料電池発電設備又は常用電源として用いる蓄電池に接続す4 太陽電池モジュールに接続する直流電路に施設する機械器具であって、使用電圧が	電気設備の技術基準の解釈	電気設備の技術基準の解釈
第29条 (略) 2・3 (略) 4 太陽電池モジュール、燃料電池発電設備又は常用電源として用いる蓄電池に接続する 4 太陽電池モジュールに接続する直流電路に施設する機械器具であって、使用電圧が	経済産業省大臣官房 <u>技術総括・保安審議官</u>	経済産業省大臣官房 <u>商務流通保安審議官</u>
2・3 (略) 4 太陽電池モジュール、燃料電池発電設備又は常用電源として用いる蓄電池に接続する 4 太陽電池モジュールに接続する直流電路に施設する機械器具であって、使用電圧が	【機械器具の金属製外箱等の接地】(省令第10条、第11条)	【機械器具の金属製外箱等の接地】(省令第10条、第11条)
4 太陽電池モジュール <u>、燃料電池発電設備又は常用電源として用いる蓄電池</u> に接続す 4 太陽電池モジュールに接続する直流電路に施設する機械器具であって、使用電圧が	第29条 (略)	第29条 (略)
	2・3 (略)	2・3 (略)
る直流電路に施設する機械器具であって、使用電圧が300Vを超え450V以下のものの金 300Vを超え450V以下のものの金属製外箱等に施すC種接地工事の接地抵抗値は、次の	4 太陽電池モジュール、燃料電池発電設備又は常用電源として用いる蓄電池に接続す	4 太陽電池モジュールに接続する直流電路に施設する機械器具であって、使用電圧が
	る直流電路に施設する機械器具であって、使用電圧が300Vを超え450V以下のものの金	300Vを超え450V以下のものの金属製外箱等に施すC種接地工事の接地抵抗値は、次の

改正	現行
属製外箱等に施すC種接地工事の接地抵抗値は、次の各号に適合する場合は、第17条	各号に適合する場合は、第17条第3項第一号の規定によらず、100Ω以下とすることが
第3項第一号の規定によらず、100Ω以下とすることができる。	できる。
一~二 (略)	一~二 (略)
三 直流電路を構成する太陽電池モジュールにあっては、当該直流電路に接続される	三 <u>太陽電池モジュールの合計出力は、10kW以下であること。</u>
太陽電池モジュールの合計出力が10kW以下であること。	
四 直流電路を構成する燃料電池発電設備にあっては、当該直流電路に接続される	(新設)
個々の燃料電池発電設備の出力がそれぞれ10kW未満であること。	
五 直流電路を構成する蓄電池にあっては、当該直流電路に接続される個々の蓄電池	(新設)
の出力がそれぞれ10kW未満であること。	
六 直流電路に機械器具(太陽電池モジュール、燃料電池発電設備、常用電源として	四 直流電路に機械器具(太陽電池モジュール、第200条第2項第一号ロ及びハに規定
用いる蓄電池、直流変換装置、逆変換装置、避雷器、第154条に規定する器具並び	する器具、逆変換装置及び避雷器を除く。)を施設しないこと。
に第200条第1項第一号において準用する第45条第一号及び第三号に規定する器具	
及び第200条第2項第一号ロ及びハに規定する器具を除く。)を施設しないこと。	
【ポリ塩化ビフェニル使用電気機械器具及び電線の施設禁止】(省令第19条第 <u>14</u> 項)	【ポリ塩化ビフェニル使用電気機械器具及び電線の施設禁止】(省令第19条第 <u>13</u> 項)
第32条 (略)	第32条 (略)
【太陽電池発電所等の電線等の施設】(省令第4条)	【太陽電池発電所等の電線等の施設】(省令第4条)
第46条 (略)	第46条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 (別紙2挿入)	(新設)
【鉄筋コンクリート柱の構成等】(省令第32条第1項)	【鉄筋コンクリート柱の構成等】(省令第32条第1項)
第56条 電線路の支持物として使用する鉄筋コンクリート柱は、次の各号のいずれかに	第56条 電線路の支持物として使用する鉄筋コンクリート柱は、次の各号のいずれかに
適合するものであること。	適合するものであること。
四 第三号に規定する性能を満足する複合鉄筋コンクリート柱の規格は、次のとおり	四 第三号に規定する性能を満足する複合鉄筋コンクリート柱の規格は、次のとおり

改正 とする。

イ・ロ (略)

ハ 鉄筋コンクリートは、遠心力プレストレストコンクリートにあっては、日本工 業規格 JIS A 5373 (2010) 「プレキャストプレストレストコンクリート製品」 の「5 品質」、「8 材料及び製造方法」、「9 試験方法」並びに「附属書A ポ ール類 Dび「推奨仕様A-1 プレストレストコンクリートポール」に適合する もの、遠心力鉄筋コンクリートにあっては、日本工業規格 JIS A 5309 (1971) 「遠心力プレストレストコンクリートポールおよび遠心力鉄筋コンクリートポ ール」の「3 材料」及び「4 製造」に適合するものであること。

二 (略)

【低高圧架空電線路に使用する電線】 (省令第21条第1項)

第65条 (略)

- 圧ケーブルは、次の各号に適合する性能を有するものであること。(関連省令第5条 第2項)
 - 一 (略)
 - 二 完成品は、次に適合するものであること。

イ (略)

- ロ イの試験の後において、導体と大地との間に100Vの直流電圧を1分間加えた後 に測定した絶縁体の絶縁抵抗が、第5条第1項第四号ロに規定する高圧の絶縁抵抗 値以上であること。
- 3 前項に規定する性能を満足する半導電性外装ちょう架用高圧ケーブルの規格は、次|3 前項に規定する性能を満足する半導電性外装ちょう架用高圧ケーブルの規格は、次 の各号のとおりとする。(関連省令第5条第2項、第6条)
 - 一•二 (略)
 - 三 外装は、次に適合するものであること。

イ (略)

とする。

イ・ロ (略)

ハ 鉄筋コンクリートは、遠心力プレストレストコンクリートにあっては、日本工 業規格 JIS A 5373(2010)「プレキャストプレストレストコンクリート製品」 の「5 品質」、「8 材料及び製造方法」、「9 試験方法」並びに「附属書A ポ ール類 L 及び「推奨仕様A-1 プレストレストコンクリートポール」に適合する もの、遠心力鉄筋コンクリートにあっては、日本工業規格 JIS A 5309 (1971) 「遠心力プレストレストコンクリートポール及び遠心力鉄筋コンクリートポー ル」の「3 材料」及び「4 製造」に適合するものであること。

現行

二 (略)

【低高圧架空電線路に使用する電線】(省令第21条第1項)

第65条 (略)

- 2 第67条第一号ホの規定により施設する場合に使用する、半導電性外装ちょう架用高 2 第67条第一号ホの規定により施設する場合に使用する、半導電性外装ちょう架用高 - 圧ケーブルは、次の各号に適合する性能を有するものであること。(関連省令第5条 第2項)
 - 一 (略)
 - 二 完成品は、次に適合するものであること。

イ (略)

- ロ イの試験の後において、導体と大地との間に100Vの直流電圧を1分間加えた後 に測定した絶縁体の絶縁抵抗が、第3条第3項第三号に規定する高圧の絶縁抵抗値 以上であること。
- の各号のとおりとする。(関連省令第5条第2項、第6条)

一•二 (略)

三 外装は、次に適合するものであること。

イ (略)

改正	現行
ロ 厚さは、別表第8に規定する値以上であること。	ロ 厚さは、別表第10に規定する値以上であること。
八 (略)	ハ (略)
四(略)	四 (略)
【低高圧架空電線と植物との接近】(省令第5条第1項、第29条)	【低高圧架空電線と植物との接近】(省令第5条第1項、第29条)
第79条 低圧架空電線又は高圧架空電線は、平時吹いている風等により、植物に接触し	第79条 低圧架空電線又は高圧架空電線は、平時吹いている風等により、植物に接触し
ないように施設すること。ただし、次の各号のいずれかによる場合は、この限りでな	ないように施設すること。ただし、次の各号のいずれかによる場合は、この限りでな
٧٠°	٧٠٠ د ا
一・二 (略)	<u> 一・二</u> (略)
三 高圧の架空電線にケーブルを使用し、かつ、日本電気技術規格委員会規格 JESC	三 高圧の架空電線にケーブルを使用し、かつ、日本電気技術規格委員会規格 JESC
E2020(<u>2016</u>)「耐摩耗性能を有する『ケーブル用防護具』の構造及び試験方法」	E2020 (<u>2010</u>) 「耐摩耗性能を有する『ケーブル用防護具』の構造及び試験方法」
の「2.技術的規定」に適合する防護具に収めて施設すること。	の「2.技術的規定」に適合する防護具に収めて施設すること。
【35,000V以下の特別高圧架空電線と工作物等との接近又は交差】(省令第28条、第29	【35,000V以下の特別高圧架空電線と工作物等との接近又は交差】(省令第28条、第29
条、第48条第3項)	条、第48条第3項)
第106条 (略)	第106条 (略)
$2\sim5$ (略)	2~5 (略)
6 特別高圧架空電線と植物との離隔距離は、106-5表によること。ただし、特別高圧の	6 特別高圧架空電線と植物との離隔距離は、106-5表によること。ただし、特別高圧の
架空電線にケーブルを使用し、かつ、日本電気技術規格委員会規格 JESC E2020 (2016)	架空電線にケーブルを使用し、かつ、日本電気技術規格委員会規格 JESC E2020 (2010)
「耐摩耗性能を有する『ケーブル用防護具』の構造及び試験方法」の「2. 技術的規	「耐摩耗性能を有する『ケーブル用防護具』の構造及び試験方法」の「2.技術的規
定」に適合する防護具に収めて施設する場合は、この限りでない。	定」に適合する防護具に収めて施設する場合は、この限りでない。
106-5表 (略)	106-5表 (略)
【臨時電線路の施設】(省令第4条)	【臨時電線路の施設】(省令第4条)
第133条 (略)	第133条 (略)
$2\sim5$ (略)	2~5 (略)
6 低圧、高圧又は35,000V以下の特別高圧の架空電線を、日本電気技術規格委員会規格	6 低圧、高圧又は35,000V以下の特別高圧の架空電線を、日本電気技術規格委員会規格

7~9 (略)

【電路の対地電圧の制限】(省令第15条、第56条第1項、第59条、第63条第1項、第64条) 第143条 住宅の屋内電路(電気機械器具内の電路を除く。以下この項において同じ。) の対地電圧は、150V以下であること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、 この限りでない。

一•一 (略)

三 太陽電池モジュールに接続する負荷側の屋内配線(複数の太陽電池モジュールを 施設する場合にあっては、その集合体に接続する負荷側の配線)を次により施設す る場合

イ (略)

ロ 電路に地絡が生じたときに自動的に電路を遮断する装置を施設すること。ただし、次に適合する場合は、この限りでない。

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 太陽電池モジュールの合計出力が、20kW未満であること。ただし、屋内電路の対地電圧が300Vを超える場合にあっては、太陽電池モジュールの合計出力は10kW以下とし、かつ、直流電路に機械器具(太陽電池モジュール、第200条第2項第一号ロ及びハの器具、直流変換装置、逆変換装置並びに避雷器を除く。)を施設しないこと。

ハ (略)

- <u> 四</u> <u>燃料電池発電設備又は常用電源として用いる蓄電池に接続する負荷側の屋内配象を次により施設する場合</u>
 - イ 直流電路を構成する燃料電池発電設備にあっては、当該直流電路に接続される 個々の燃料電池発電設備の出力がそれぞれ10kW未満であること。

現行

JESC E2021 (<u>2010</u>) 「臨時電線路に適用する防護具及び離隔距離」の「2.技術的規定」により施設する場合は、当該電線と造営物との離隔距離は、第71条、第78条及び第106条の規定によらないことができる。

7~9 (略)

【電路の対地電圧の制限】(省令第15条、第56条第1項、第59条、第63条第1項、第64条) 第143条 住宅の屋内電路(電気機械器具内の電路を除く。以下この項において同じ。) の対地電圧は、150V以下であること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、 この限りでない。

一•一 (略)

三 太陽電池モジュールに接続する負荷側の屋内配線(複数の太陽電池モジュールを 施設する場合にあっては、その集合体に接続する負荷側の配線)を次により施設す る場合

イ (略)

ロ 電路に地絡が生じたときに自動的に電路を遮断する装置を施設すること。ただ し、次に適合する場合は、この限りでない。

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 太陽電池モジュールの合計出力が、20kW未満であること。ただし、屋内電路の対地電圧が300Vを超える場合にあっては、太陽電池モジュールの合計出力は10kW以下とし、かつ、直流電路に機械器具(太陽電池モジュール、第200条第2項第一号ロ及びハの器具、逆変換装置並びに避雷器を除く。)を施設しないこと。

ハ (略)

(新設)

-1	
改正	現行
<u>ロ</u> 直流電路を構成する蓄電池にあっては、当該直流電路に接続される個々の蓄電	
<u>池の出力がそれぞれ10kW未満であること。</u>	
<u>ハ</u> 屋内配線の対地電圧は、直流450V以下であること。	
<u>ニ</u> 電路に地絡が生じたときに自動的に電路を遮断する装置を施設すること。ただ	
<u>し、次に適合する場合は、この限りでない。</u>	
<u>(イ)</u> 直流電路が、非接地であること。	
(ロ) 直流電路に接続する逆変換装置の交流側に絶縁変圧器を施設すること。	
<u>ホ</u> 屋内配線は、次のいずれかによること。	
<u>(イ)</u> 人が触れるおそれのない隠ぺい場所に、合成樹脂管工事、金属管工事又は	
<u>ケーブル工事により施設すること。</u>	
(ロ) ケーブル工事により施設し、電線に接触防護措置を施すこと。	
<u>五</u> (略)	<u>四</u> (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
【特殊な配線等の施設】(省令第56条第1項、第2項、第57条第1項、第63条第1項)	【特殊な配線等の施設】(省令第56条第1項、第2項、第57条第1項、第63条第1項)
第172条 (略)	第172条 (略)
2 常設の劇場、映画館その他これらに類する場所に施設する低圧電気設備は、次の各	2 常設の劇場、映画館その他これらに類する場所に施設する低圧電気設備は、次の各
号によること。	号によること。
一 (略)	一 (略)
二 使用電圧が300Vを超える低圧の舞台機構装置の屋内配線及び移動電線は、日本電	二 使用電圧が300Vを超える低圧の舞台機構装置の屋内配線及び移動電線は、日本電
気技術規格委員会規格 JESC E6003 (<u>2016</u>) 「興行場に施設する使用電圧が300Vを	気技術規格委員会規格 JESC E6003 (<u>2000</u>) 「興行場に施設する使用電圧が300Vを
 超える低圧の舞台機構設備の配線」の「2.技術的規定」により施設すること。	超える低圧の舞台機構設備の配線」の「2.技術的規定」により施設すること。
三~五 (略)	三~五 (略)
3 • 4 (略)	3・4 (略)
【IEC 60364規格の適用】 (省令第4条)	【IEC 60364規格の適用】(省令第4条)
第218条 需要場所に施設する省令第2条第1項に規定する低圧で使用する電気設備は、	第218条 需要場所に施設する省令第2条第1項に規定する低圧で使用する電気設備は、

改正

第3条から第217条までの規定によらず、218-1表に掲げる日本工業規格又は国際電気標準会議規格の規定により施設することができる。ただし、一般送配電事業者及び特定送配電事業者の電気設備と直接に接続する場合は、これらの事業者の低圧の電気の供給に係る設備の接地工事の施設と整合がとれていること。

218-1表

規格番号 (制定年)	規格名	備考	
(略)	(略)	(略)	
IEC 60364-4-42 (2010)	低圧電気設備-第4-42部:安全保護 -熱の影響に対する保護	422を除く。	
(略)	(略)	(略)	
IEC 60364-5-52 (2009)	低圧電気設備-第5-52部:電気機器 の選定及び施工-配線設備	526.3を除く。	
(略)	(略)	(略)	
IEC 60364-5-54 (2011)	低圧電気設備-第5-54部:電気機器 の選定及び施工-接地設備、保護導 体及び保護ボンディング導体		
(略)	(略)	(略)	
IEC 60364-7-702 (2010)	低圧電気設備 <u>第7-702部</u> :特殊設備 又は特殊場所に関する要求事項 <u></u> 水 泳プール及び <u>噴水</u>		
(略)	(略)	(略)	
IEC 60364-7-718 (2011)	低圧電気設備-第7-718部:特殊設備 又は特殊場所に関する要求事項-公 共施設及び作業場		
IEC 60364-7-722 (2015)	低圧電気設備-第7-722部:特殊設備 又は特殊場所に関する要求事項-電 気自動車用電源		

現行

第3条から第217条までの規定によらず、218-1表に掲げる日本工業規格又は国際電気標準会議規格の規定により施設することができる。ただし、一般送配電事業者及び特定送配電事業者と直接に接続する場合は、これらの事業者の低圧の電気の供給に係る設備の接地工事の施設と整合がとれていること。

218-1表

規格番号(制定年)	規格名	備考
(略)	(略)	(略)
IEC 60364-4-42 (2010)	<u>建築</u> 電気設備-第4-42部:安全保護 -熱の影響に対する保護	422を除く。
(略)	(略)	(略)
IEC 60364-5-52 (2009)	<u>建築</u> 電気設備-第5-52部:電気機器 の選定及び施工-配線設備	526.3を除く。
(略)	(略)	(略)
IEC 60364-5-54 (2011)	建築電気設備-第5-54部:電気機器 の選定及び施工-接地設備、保護導 体及び保護ボンディング導体	
(略)	(略)	(略)
IEC 60364-7-702 (2010)	建築電気設備 第7部:特殊設備又は 特殊場所に関する要求事項 第702 節:水泳プール及びその他の水槽	
(略)	(略)	(略)
IEC 60364-7-718 (2011)	低圧電気設備-第7-718部:特殊設備 又は特殊場所に関する要求事項-公 共施設及び作業場	
(新設)	(新設)	(新設)

	改正				現行	
(略) (略)		(略)		(略)	(略)	(略)
低圧電	電気設備-第7-753部:特殊設備				低圧電気設備-第7-753部:特殊設備	
<u>IEC 60364-7-753 (2014)</u> 又は特	寺殊場所に関する要求事項- <u>発</u>		<u>]</u>	JIS C 0364-7-753 (2009)	又は特殊場所に関する要求事項- <u>床</u>	
熱線及	及び埋込形暖房設備				暖房及び天井暖房設備	

別表第6 絶縁体の絶縁抵抗 (第5条、第6条、第8条、第9条及び第10条関係)

使用電圧の区分	体積固有抵抗 (Ω-cm)	絶縁抵抗(MΩ- <u>km</u>)
低圧	5×10^{13}	
高圧	1×10^{14}	$R = 3.665 \times 10^{-12} \rho \log_{10} \frac{D}{d}$
特別高圧	1 ^ 10	a

(備考)

- 1. R は、20℃における絶縁抵抗
- 2. ρは、20℃における体積固有抵抗(単位: Ω-cm)
- 3. D は、絶縁体外径(単位:mm)
- 4. d は、絶縁体内径 (単位:mm)
- 5. $\frac{D}{d} \ge 1.8$ のときは、 $\frac{D}{d} = 1.8$ として計算する。

別表第6 絶縁体の絶縁抵抗(第5条、第6条、第8条、第9条及び第10条関係)

使用電圧の区分	体積固有抵抗 (Ω-cm)	絶縁抵抗 (MΩ- <u>cm</u>)
低圧	5×10^{13}	
高圧	1×10^{14}	$R = 3.665 \times 10^{-12} \rho \log_{10} \frac{D}{L}$
特別高圧	1 × 10	a

(備考)

- 1. R は、20℃における絶縁抵抗
- 2. ρは、20℃における体積固有抵抗(単位:Ω-cm)
- 3. D は、絶縁体外径(単位:mm)
- 4. d は、絶縁体内径(単位:mm)
- 5. $\frac{D}{d} \ge 1.8$ のときは、 $\frac{D}{d} = 1.8$ として計算する。

別表第8 外装、銅管及びダクトの厚さ(第8条、第9条、第10条、第65条及び第190条関 別表第8 外装、銅管及びダクトの厚さ(第8条、第9条、第10条及び第190条関係) 係)

(略)

(略)